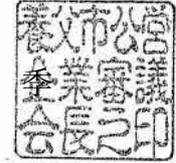


令和 5年 6月 28日

養父市長 広瀬 栄 様

養父市公営企業審議会

会長 瓦田 沙



養父市上下水道料金のあり方について（答申）

令和4年12月2日付け諮問第6号にて貴職から諮問を受けた標記の件について、本審議会において慎重に調査、審議した結果、以下のとおり答申する。

## 記

### 1 答申

水道料金及び下水道使用料については、次のとおりとする。

#### ①水道料金

料金算定期間を令和6年度から令和10年度までの5カ年として勘案した結果、将来にわたり安定的に水道事業を経営するため、料金の改定が必要と判断した。

#### ②下水道使用料

料金算定期間を令和6年度から令和10年度までの5カ年として勘案した結果、期間内の改定は必要なく据置きが妥当と判断した。

ただし、昨今の物価上昇等により維持管理費の増加も危惧されるため、恒常的に赤字が生じる状況となれば、使用料の再検討を行うこと。

## 2 審議の経過

### ○はじめに

養父市の水道事業を取り巻く環境は、給水人口の減少や節水機器の普及等による水需要の減少により、料金収入が年々減少する一方で、平成 29 年度の簡易水道事業との事業統合により、減価償却費等の新たな費用が発生している。加えて、昭和 50 年代の高度成長期を中心に整備された管路等の水道施設が老朽化しており、今後は多くの費用を投じて、老朽化資産の更新をはじめ施設の耐震化にも取り組んでいく必要がある。また、下水道事業も水道事業と同じく使用料収入が年々減少する中、施設の長寿命化対策や耐震化を進めなければならない状況である。

今後ともこうした厳しい経営環境が予測される中、持続的に「安心・安定な水の供給」、「汚水の適正処理」を実現していくために、養父市の水道料金及び下水道使用料のあり方について、本審議会に意見を求められ、慎重に議論を進めてきたところである。

### ○現状について

養父市は、兵庫県北部の但馬地域の中央に位置し、面積は 422.91k m<sup>2</sup>と広大で、その広い市域の約 8 割を山林が占める中山間地域である。給水（処理）区域は標高差のある山間地にまたがっているほか、山間に流れる河川に沿って集落が点在するため、配水池等の水道施設が数多く点在し、給水人口 1 人当たりの管路延長が長いという特徴がある。また、前述のことから処理場や中継ポンプ場などの下水道施設も多く、上下水道事業とも維持管理に係る費用が高くなる地理的条件となっている。

水道事業は令和 3 年度末の給水人口が 22,172 人、普及率が 99.9%と市域のほぼ全域を賄っている。現在は、人口減少や節水機器の普及などの要因により料金収入の基となる有収水量は年々減少し、平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間で 8.1%の減少となっている。決算状況については、令和元年から 2 年度については黒字であったものの、令和 3 年度は純損失を計上している。

下水道事業は接続人口が令和 3 年度末で 20,527 人、水洗化率は 96.9%と市域のほぼ全域に下水道（一部浄化槽地域あり）が普及しているが、未接続の世帯も一定数存在している。下水道事業も水道事業と同様に人口減少などの影響を受け有収水量が年々減少し、平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間で 6.6%の減少となった。決算状況については令和元年度までは赤字経営であったが、令和 2 年度からは黒字に転じている。

### ○課題について

水道料金は、県内や近隣市町と比較しても高い水準の料金を徴収している。料金回収率（経常経費に対する料金収入の割合）は令和3年度決算で63.5%となっており水道事業に係る経費に対して6割程度しか賄えておらず、残りの4割は一般会計からの繰入金に依存している。

経費削減の取組みについては、これまでに施設の統廃合事業やダウンサイジングを進めてきたほか、維持管理においては人件費の削減、窓口業務・施設管理などを民間事業者へ委託せず職員で行うことなどで経費の削減に努めてきた。さらに企業債の繰上償還を行うなど、かなりの経営努力を行っている。しかし、減価償却費が事業規模に対して非常に高いため経費全体を引き上げており、経営努力だけではこの差を埋めることは難しい。なお、減価償却費が高いのは養父市の地形的な特徴によるものや、安心して安定した飲用水を供給するために浄水施設への投資を行ったためである。

また、近年は施設の老朽化に伴い管路からの漏水が増加しており、令和3年度末の有収率は81.2%と年々低下傾向である。有収率を上げるために漏水調査やそれに伴う施設の積極的な修繕が必要であるが、予算不足やマンパワー不足等により十分に対応できていない。さらに施設の耐震化も同じ理由で進んでいないことから、これらを改善しなければ将来的に大規模な断水事故等の潜在的なリスクを背負うことになる。

下水道についても同様に、県内及び近隣市町と比較して高い使用料を徴収しており、その経費回収率（経常経費に対する下水道使用料の割合）は令和3年度末で52.9%である。

下水道は県からの指導もあり、平成12年度頃までに市域全体で集中的に整備を行ったことから、整備に伴う元利償還額や整備された施設の減価償却費が非常に高く、経営を圧迫している状況である。一方、下水道事業は建設時の補助金や繰入金の基準額などの財源措置が上水道と比較して手厚く、現状では単年度に大きな赤字は生じていない状況である。

しかしながら、下水道事業は手持ちの資金（現金）が少なく、年度途中で慢性的な資金不足が生じている。そのため水道事業から一時的に資金の調達を行い、運営を行っている状況である。

### ○経営状況の将来見通しについて

水道事業の今後の収支見通しについては、収益的収入は、今後の給水人口の減少予測などから料金収入は年々減少していくものと推測される。また、一般会計からの繰入金は基準額の減少に伴い収入額が減少すると見込まれる。収益的支出については、減価償却費や支払利息の資本費についてはある程度減

少はするものの、施設の動力費などを含む維持管理費は、近年の物価高騰の影響を受け上昇していくものと考えられる。そのため、今後の収益的収支については恒常的に赤字が生じる見通しである。

下水道事業の収支見通しについては、収益的収入は、使用料収入は水道事業と同様に年々減少することが推測されるが、一般会計の繰入金はある程度確保される見込みである。収益的支出についても、水道事業同様に動力費や修繕費などの維持管理費が上昇していくと見込まれるが、これまでに実施してきた処理場の統廃合事業の効果もあり、水道事業ほどの負担にはならないと予測される。以上のことから、下水道事業の収支見通しは多少の変動や赤字の発生を見込んでいるが、水道事業のように恒常的に赤字が生じるほど経営状況が悪化しているとは言えない。

#### ○将来のリスクについて

課題でも述べたとおり、厳しい経営状況の中で十分な漏水などの調査や施設の修繕、更新ができておらず、耐震化の遅れや耐用年数を超過した施設の更新の遅れが生じている。さらに人員削減によるマンパワー不足も重なり、このままでは水道管の破裂等により漏水・断水が発生するリスクが年々高くなるのは容易に想像できる。そして、いずれはこのリスクが顕在化し市民生活に大きな影響を与える可能性がある。

下水道については、手持ちの資金が少ないため年度途中で資金不足が生じ、水道事業から資金調達を行っているのは前述したとおりである。水道事業に資金が十分にある状態であればそれに対応可能であるが、水道事業の資金に不安が生じた場合、運転資金不足により運営に支障をきたす可能性がある。

#### ○投資計画について（将来ビジョン）

水道事業については、令和 6 年度からの 3 カ年で建屋上系と建屋下系の旧簡易水道施設の統廃合事業を計画している。平成 28 年度策定のアセットマネジメント検討書で計画していた統廃合事業などの大規模事業はこの事業で概ね終了し、これ以降は既存施設の長寿命化対策が主な投資となる。投資計画としては、上記検討書により令和 9 年度から毎年 4 億円規模の施設更新を図っていくとしている。これは収支見通しにも反映しており、財源はおもに企業債を充当する予定である。なお、令和 5 年度には施設の長寿命化及び耐震化対策に向けた更新計画を策定する予定である。

養父市水道ビジョン（平成 29 年度策定）に掲げられている、養父市水道の理想像である「持続」「安心」「安定」の 3 つの目標達成に向け、限られた財源の有効活用に努められたい。

下水道事業については、現時点で可能な施設の統廃合は本年度で全て完了しており、施設の更新については、ストックマネジメント計画などの計画に基づいて長寿命化対策を毎年 3 億円規模の計画で行っているところである。今後の更新見通しは、令和 10 年度から毎年 7 億円規模の施設の更新を図るとされている。こちらも収支見通しに反映しており、財源は国及び県の補助金と企業債を充当する予定である。

今後も持続的に適正な汚水処理を行うため、計画的な維持管理・修繕・更新による施設の長寿命化及び安定経営に努められたい。

#### ○今後の改善策について

##### 経費削減の取組み

###### ●統廃合の推進・ダウンサイジング

今後の給水人口や使用水量の変化を鑑み、施設の更新時期に統廃合やダウンサイジングを検討されたい。

###### ●漏水の軽減による有収率の向上

漏水調査を積極的に行い、必要な修繕・更新を実施されたい。それにより有収率の向上を図り経費の削減につなげられたい。

###### ●人件費の適正な負担

企業会計に属する職員で、一般会計に属する部局と兼任をしている職員については、その人件費について一般会計と分担するよう検討されたい。

###### ●繰上償還

今後もさらなる繰上償還の実施を検討されたい。

##### 収入の改善

###### ●未収金の収納強化

滞納等による未収金の徴収強化を図り、収入の確保に努められたい。

###### ●一般会計からの繰入金

福祉世帯への配慮と負担軽減を図るため、福祉政策として料金減免制度を設け、その財源として一般会計からの基準外繰入金をもって充てるように工夫されたい。

###### ●類似団体と連携し国への要望強化

地形的に不利な環境にある類似団体と連携し、自治体間における料金格差が拡大しないようさらなる財政措置を国に対して要望されたい。

## 人員の確保

### ●人材確保

上下水道の施設の維持管理・更新、徴収の強化などを進めるため、適切な職員数の確保に努められたい。

## 資金の確保

### ●運営資金の確保

下水道事業については、手持ちの資金を確保するため経常経費の見直しを常に図られたい。

## ○水道事業についてのまとめ

水道事業については、財政の状況や今後の収支見通しなどから自助努力による赤字の解消は難しいと考える。さらに、施設の老朽化に対応するための漏水調査や施設更新・耐震化のための費用を確保することから、料金の改定等の手段により財源の確保を行うことが必要であると結論付け、料金改定案の検討を行った。改定案を検討するにあたり、前提条件として以下の事項を決定した。

- ①料金の算定期間を令和6年度から10年度とする。
- ②料金の算定は令和6年度から15年度の収支見通しで算定する。  
令和6年度から10年間の必要額  
総額3億2千5百万円（6千5百万円／年）
- ③料金体系は、現行と同じく基本料金と従量料金の二部料金制とする。
- ④市内の経済状況を勘案し、大口使用者には過大な料金負担が生じないよう配慮した料金体系とし、最大従量料金(200円)については変更しない。
- ⑤少量使用者間の公平性を図るための基本水量の見直しを行う。  
ただし、市民生活への影響を緩和するために、10 m<sup>3</sup>以下の従量料金区分を新規に設ける場合は新規区分の従量料金を最小限に抑えるように配慮する。
- ⑥口径φ20 mm以下を一般家庭用、口径φ25 mm以上を事業用と仕分けを行い検討する。
- ⑦口径φ25 mm以上の基本料金は、各口径毎に概ね均等な率で値上げする。
- ⑧口径φ13 mmとφ20 mmの使用水量51 m<sup>3</sup>以上は事業用とみなし、最大従量料金を課す。
- ⑨基本料金は、10円単位で丸めた値とする。

※ 少量使用者および多量使用者に配慮しつつ、公平感も出した改正内容

以上のことを踏まえて改定案を提示する。詳細は付属資料として添付するので参考とされたい。

### ○下水道事業についてのまとめ

下水道事業については、厳しい経営状態ではあるが、今回審議した期間（令和6年度～令和10年度）については恒常的な赤字とはならない見込みであることから、今回の見直しでは据置きが妥当と結論付ける。ただし、前述したとおり手持ち資金の不足から運営が滞るリスクを常に抱えていることや、今後の運営により恒常的に赤字が生じる可能性があるため、常に経費の見直しなどによる経営改善は図られるべきである。今後、経営改善が思うようになさねば、赤字決算が恒常化する状態となれば、使用料の見直しを行うこともやむを得ないと考える。

## 3 付帯意見

### (1) 料金改定の周知及び広報活動について

料金の改定は、市民生活や経済活動等に大きな影響を与えることから、周知については市ホームページ、広報誌などを有効に活用するとともに、説明会等を開催し、市民の理解が得られるよう丁寧な説明に努められたい。

また、上下水道事業に対する理解と関心を高めるため、普段から財政状況や施設の状況などについて積極的な情報発信を行うなど、きめ細かい対応に努められたい。

### (2) 生活困窮世帯への配慮について

水道料金の増額改定は市民生活等に影響を及ぼすことが懸念されることから、特に生活に困窮している世帯に対しては料金を減免するなどの配慮を検討されたい。

なお、減収分については市の政策として一般会計からの繰入れ等を検討されるよう強く要望する。

### (3) 経営の健全化について

これまでの経営健全化に対する取り組みには評価するところであるが、昨今の社会情勢に起因する物価や動力費などの高騰等により、経営状況はさらに厳しさを増している。このような中で今後の上下水道事業を持続可能なものとするため、引き続き経費の削減や収益の確保など、更なる経営の効率化を進めるとともに、事業体間の広域連携等に取り組み、一層の経営健全化に努められたい。

(4) 料金の定期的な検証について

給水人口の減少による収益の低下や社会情勢の影響等により、今後も厳しい経営環境となることが予想されるため、最低でも年に1度の周期で第三者を交えた審議会を開催し、適正な料金水準であるか経営状況等の検証を実施されたい。

## 付 属 資 料

資料 1 養父市公営企業審議会委員名簿

資料 2 審議経過

資料 3 料金改定案

資料 4 諮問書

## 養父市公営企業審議会委員名簿

役職	氏名	所属・役職等	区分
会長	瓦田沙季	兵庫県立大学大学院 社会科学研究科 教授	有識者
委員	大石哲	神戸大学 都市安全研究センター 教授	
副会長	辻本康次	公募委員	市民及び 関係機関 の代表者
委員	谷川和巳	令和4年度 養父市区長会長	
委員	日下部武志	養父市商工会 事務局長	
委員	池田和昭	税理士	
委員	宮垣健生	但馬信用金庫 常務理事	
委員	石本毅	公募委員	
委員	小野山 貴美恵	公募委員	
委員	栗田康子	公募委員	

## 審 議 経 過

第 1 回審議会：令和 4 年 12 月 2 日（金） 養父公民館 A 研修室

- ・ 委嘱状の交付
- ・ 会長、副会長の選任
- ・ 諮問
- ・ 養父市上下水道料金のあり方について審議  
企業会計について、上下水道事業の概要及び状況、  
上下水道料金の状況、上下水道事業の現状と課題

第 2 回審議会：令和 4 年 12 月 23 日（金） 養父公民館 A 研修室

- ・ 養父市上下水道料金のあり方について審議  
上下水道事業の経営状況、使用水量内訳と口径別割合、  
水道料金についてと給水原価の内訳、これまでの経費削減、  
令和 3 年度総配水量の内訳分析

補足説明会：令和 5 年 1 月 24 日（火） 養父公民館 児童室

- ・ 第 1 回及び第 2 回審議会の内容についての説明

第 3 回審議会：令和 5 年 1 月 31 日（火） 養父公民館 A 研修室

- ・ 養父市上下水道料金のあり方について審議  
料金回収率と近隣市町との比較、水道事業の維持管理経費の状況、  
水道料金設定の考え方と改定方法、水道口径別割合について

施設見学会：令和 5 年 2 月 8 日（水） 市内上下水道施設

- ・ 現地視察  
水道施設：上網場浄水場、上網場水源地、大塚浄水場  
下水道施設：八鹿浄化センター、奥米地浄化センター

第 4 回審議会：令和 5 年 2 月 21 日（火） 養父地域局 相談室 5

- ・ 中間報告の結論について
- ・ 今後の料金改定に向けて  
物価上昇を含めた将来見通し、水道未収金の推移、  
耐震化率と法定耐用年数を超過した管路の延伸距離

第 5 回審議会：令和 5 年 3 月 23 日（木） 養父公民館 A 研修室

- ・ 中間報告のとりまとめ  
報告内容及び日程等の確認
- ・ 料金改定案について審議  
料金改定に向けての前提条件の確認  
事務局から複数の改定案を提示

第 6 回審議会：令和 5 年 4 月 25 日（火） 養父地域局 相談室 5

- ・ 料金改定案について審議  
料金改定に向けての前提条件の決定  
事務局から複数の改定案を追加提示  
審議会としての料金改定内容の原案決定

第 7 回審議会：令和 5 年 5 月 23 日（火） 養父地域局 相談室 5

- ・ 答申のとりまとめ  
答申についての検討

## 水道料金改定案

現行料金表

[税抜き]

口 径	基本水量	基本料金	従量料金		
			1 m <sup>3</sup> あたり 180 円	1 m <sup>3</sup> あたり 190 円	1 m <sup>3</sup> あたり 200 円
13 mm	10 m <sup>3</sup>	1,570 円	11～30 m <sup>3</sup>	31～100 m <sup>3</sup>	101 m <sup>3</sup> ～
20 mm	10 m <sup>3</sup>	2,460 円	11～30 m <sup>3</sup>	31～100 m <sup>3</sup>	101 m <sup>3</sup> ～
25 mm	15 m <sup>3</sup>	3,970 円	16～35 m <sup>3</sup>	36～100 m <sup>3</sup>	101 m <sup>3</sup> ～
40 mm	20 m <sup>3</sup>	9,960 円	21～40 m <sup>3</sup>	41～100 m <sup>3</sup>	101 m <sup>3</sup> ～
50 mm	30 m <sup>3</sup>	14,940 円	31～50 m <sup>3</sup>	51～100 m <sup>3</sup>	101 m <sup>3</sup> ～
75 mm	50 m <sup>3</sup>	33,210 円	51～70 m <sup>3</sup>	71～100 m <sup>3</sup>	101 m <sup>3</sup> ～

改定後料金表

[税抜き]

口 径	基本水量	基本料金	従量料金			
			1 m <sup>3</sup> あたり 70 円	1 m <sup>3</sup> あたり 180 円	1 m <sup>3</sup> あたり 190 円	1 m <sup>3</sup> あたり 200 円
13 mm	5 m <sup>3</sup>	1,750 円	6～10 m <sup>3</sup>	11～30 m <sup>3</sup>	31～50 m <sup>3</sup>	51 m <sup>3</sup> ～
20 mm	5 m <sup>3</sup>	2,640 円	6～10 m <sup>3</sup>	11～30 m <sup>3</sup>	31～50 m <sup>3</sup>	51 m <sup>3</sup> ～
25 mm	15 m <sup>3</sup>	5,010 円		16～35 m <sup>3</sup>	36～100 m <sup>3</sup>	101 m <sup>3</sup> ～
40 mm	20 m <sup>3</sup>	12,550 円		21～40 m <sup>3</sup>	41～100 m <sup>3</sup>	101 m <sup>3</sup> ～
50 mm	30 m <sup>3</sup>	18,830 円		31～50 m <sup>3</sup>	51～100 m <sup>3</sup>	101 m <sup>3</sup> ～
75 mm	50 m <sup>3</sup>	41,850 円		51～70 m <sup>3</sup>	71～100 m <sup>3</sup>	101 m <sup>3</sup> ～

赤字が改正部分

※ お支払いいただく料金は、料金表から算出された額に消費税率をかけて得た金額の 10 円未満を切り捨てた額となります。

※ 従量料金：基本水量超過後、ご使用水量に応じていただく料金です。

諮問第 6 号

養父市公営企業審議会

養父市上下水道料金のあり方について（諮問）

養父市水道料金、下水道使用料のあり方について下記のとおり養父市公営企業審議会に諮問します。

令和 4 年 12 月 2 日

養父市長 広瀬



記

養父市の水道料金及び下水道使用料は、事業を取り巻く社会情勢などの変化や財政状況また事業計画等を鑑み 3～5 年の周期を目途に見直しをすることとしています。

つきましては、水道料金及び下水道使用料のあり方について貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。